一中生の生活

~ 充実した中学校生活を送るために~

令和5年11月改定版 土浦市立土浦第一中学校

☆一中生であるという誇りを持って行動し、自分を高める努力をしよう。

【校内生活】

- 1 身なりについて
 - (1) 頭髪等 学校生活に支障のない髪型にする。
 - 特定の髪型についての規定はありません。
 - 染色やパーマが必要な場合には、事前に担任まで相談してください。
 - ※ 学級・生徒会での話合いから、私たちは次のような一中生を目指します。
 - ① 親しみやすく爽やかな雰囲気で、社会でも認められる髪型にしよう。
 - ② 活動に合わせて、髪を結んだり、前髪を留めたりして、健康・安全に配慮しよう。
 - ③ 髪を結ぶときは、ヘルメットが安全にかぶれるようにしよう。
 - ④ 整髪料を使うのは家のみとし、無香・微香のもので、健康を保ち、身だしなみを整えるために 使用しよう。
 - (2) 制 服 一中指定の標準服で自分の体型に合った物を着用する。

男子 冬服

上着・・・標準型学生服

標準型とは:日被練(日本被服工業組合連合会)の定めた基準に合格した学生服。 特徴:あきみせ加工→袖のボタンが生地に直接縫ってある飾り調のボタン(2個)

- ・襟 → ラウンドトリムカラー (ソフトカラーも可)
- ・ボタン→ 一中指定(校章柄)
- ・上着の下はワイシャツ(白のレギュラーカラー)とし、ボタンダウンは着用しない

ズボン・・・標準型スラックス

ベルト・・・黒、紺、茶(焦げ茶等濃い色)で装飾のないもの

夏服

上 着・・・ワイシャツ(白のレギュラーカラー)

ズボン・・・標準型スラックス(夏用も可)

※ 学校指定のベストを着用してもよい。

女子 冬服

上 着・・・・一中指定のセーラー服、白スカーフ

スカート・・・一中指定のジャンバースカート

夏服

<u>----</u> 上 着・・・・白のブラウスまたはワイシャツ

スカート・・・一中指定の腰スカート

※ 学校指定のベストを着用してもよい。

- 授業時および登下校時の服装は、原則制服とする。胸ポケットには何も入れない。
- ワイシャツ・ブラウスの下には、一中Tシャツか白無地Tシャツを着用する。
- スカートの丈については、膝立ちになり床につく程度の長さを目安とする。
- スカーフの長さは、上着丈の半分以上の長さを目安とする。

- (3) 靴 下 学校生活に支障のないものにする。
 - ・ 色柄やデザインの規定はないが、活動内容に合わせたものを選ぶ。
 - ・ 式典(入学式や卒業式など)では、紺色で、無地かワンポイントを着用する。
 - ※ 学級・生徒会での話合いから、私たちは次のような一中生を目指します。
 - ① 式典などでは校内の統一感を持たせよう。
 - ② 運動や登下校に適したものにしよう。
 - ③ 私服と制服とを区別し、派手でない色や柄のものにしよう。
- (4) 靴 男女とも運動靴もしくはスニーカー (ハイカットでないもの) とする。
 - 体育の授業ではランニングシューズ (土踏まずのあるもの) のみとする。
 - ・ 上履きは、学校指定のものを用いる。
 - ※ 令和4年度より体育館履きを統一して校舎内でも使用する。
- (5) カバン リュック型のカバン、肩掛け・手提げのスポーツバックとする。
- (7) 防寒着
 - ●コート、マフラー、手袋、膝掛けなど(制服・指定服の外側となるもの)
 - 学校生活に支障のないものにする。
 - 色柄やデザインの規定はないが、自分のロッカーに入るサイズにする。
 - 登下校では、マフラーの巻き方やコートの裾などの安全面に留意する。
 - ※ 学級・生徒会での話合いから、私たちは次のような一中生を目指します。
 - 防寒を目的とし安全なものにしよう。
 - ② 私服と制服とを区別し、過度の装飾がついていないものにしよう。
 - ●トレーナーやセーターなど (制服・指定服の内側となるもの)
 - 無地 (黒・紺・茶・グレー等) の丸襟トレーナー、丸襟・V襟セーターを着用してもよい。
 - ただし、必ず制服の下に着用する。
 - 体育の授業で着用したい場合には、担当の先生に相談し、ジャージの下に着用する。
 - タイツは(黒、紺)とする。
 - アンダーシャツやロングTシャツ、アンダースパッツを着用してもよい。
 - ただし、それぞれについてはシャツ、もしくはセーラー服の袖や襟口から見えないもの、 ハーフパンツ、もしくはズボンの裾から見えないものとする。
 - ・ 色については白、黒、紺、グレーの無地とする。
 - ※ 部活動においては、指定外可。
- (8) 名 札
 - 制服 〇 本校指定の物とし、左胸(ポケット)の位置に着ける。校内では必ず着用する。
 - 体操着 ジャージ・一中Tシャツについては、各自で記名する。
 - 安全のため外側から見えるところへの刺繍や記入はしません。
- (9) その他 化粧や装飾品(カラーコンタクト・ピアス・アイプチ・ミサンガ等)を身につけない。
 - リップクリーム・ハンドクリーム・日焼け止め、制汗シートは、周りの人に配慮して使用する。
 - ※ 学級・生徒会での話合いから、私たちは次のような一中生を目指します。
 - ① 健康を保ち、身だしなみを整え、学習に集中するために使用しよう。
 - ② 周りの人に配慮して、付け直す場所を考え、無香・微香のものを使用しよう。
 - ③ 周りの人に迷惑がかかってしまうので、スプレー式のものは使用しない。

- 花粉症対策用グッズについては、随時担任や顧問に相談をして使用するようにする。
- キネシオテープの類はベージュ色とする。
- 『一中生の生活』(本紙) に記載のない物は、学校にもって来ない。 疑問に思ったら一度担任に相談・確認し、許可が出てから使用すること。
- 2 行動について(『基本的な一中の一日』参照)
 - (1) 生徒証 発行された生徒証を以て身分証明書とする。
 - 紛失時にはその旨を学校に伝える。
 - (2) 金銭の所持 原則として持ってこない。教材購入等で必要な場合は1校時開始までに支払いを済ませる。 もし持ってきてしまった場合には、必ず朝のうちに担任に預ける。
 - (3) 携帯品 学習用具以外の不必要な物、貴重品は一切持ち込まない。
 - (4) 施設、設備の使用
 - 破損、紛失した場合は、いかなる場合も必ず担任、担当の教師に届ける。
 - (5) 専門部活動 活動は顧問教師とともに活動計画をしっかり立て、危険や無理のないように行う。
 - 校内定期テスト前3日間は、原則として活動を停止する。
 - 部室の使用は関係部員のみとする。部員は常に戸締まり、整理整頓の管理を行う。
- 3 登下校について
 - (1) 方法 方法は、原則として徒歩とし、通学路を複数で通る。
 - ただし、下記の町内で自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願いを提出し、学校長の許可を受け、使用することができる。自転車通学許可者は、指定の登録ステッカーを自転車後部に貼付し、ヘルメットを必ず着用して、通学路を安全に登下校すること。
 - ※ 通学路については、年度始めに各家庭で登下校時の通学経路を記入、提出すること。
 - ※ 桜川線路下等、河川敷・土手は街灯がなく危険なため通らない。
 - ※ <u>蓮河原・蓮河原新町・滝田一・二丁目の生徒が学区外を通行する場合は、指定の通学路を使用すること</u>。

港町一・二・三丁目、蓮河原、蓮河原新町、川口二丁目、湖北一・二丁目、佐野子、虫掛、宍塚、粕毛、飯田、矢作、東崎13・14番地、滝田一・二丁目 ※ 学区外通学者の自転車通学は認めない。

- (2) 登 校 登校時間 昇降口は7:45に開きます。
 - 出席確認時刻は8時10分とする。
 - ・出席確認時刻前に、荷物をロッカーにしまう。
 - ・余裕をもって登校できるようにする。
 - ※ 悪天候時はジャージ登校可。それ以外は制服で登下校する。
 - ※ 雨天時以外は、昇降口は制服で通過する。
- (3) 自転車通学者
 - 一中指定の通学用自転車とし、変形自転車は使用しない。
 - ・ヘルメットをかぶり、アゴひもをきちんとしめる。
 - ・左側を一列で、決まった通学路を通る。
 - ・信号を遵守し、交差点の一時停止、左右の確認など、交通ルールを守る。
 - ・リュック型のカバン以外はきちんと荷台に荷ひもで固定し走行する。 (シューズケースなど小さく軽い物は前カゴ可)。
 - ・駐輪場ではヘルメットをきちんとハンドルに固定する。
 - ・自転車には必ず鍵をかける。
- (4) 完全下校時刻
 - 完全下校時刻15分前には、諸活動を終了すること

	1 学期	2 学 期	3 学 期
4月	17:45	9月 前半17:45	1月 前半16:30
5月	IJ	後半17:15	後半16:45
6月	IJ	10月 前半17:00	2月 前半17:00
7月	IJ	後半16:30	後半17:15
8月	16:30	11月 16:30	3月 前半17:30
		12月 16:30	後半17:45

[※] 天候により下校時刻を早める場合もある。

「完全下校時刻」とは、生徒全員が校門を出て、帰途に就いている時刻である。

〈下校時のあいさつ運動〉

月(部活×の日)	火	水	木	金
	新 体 操 剣 道 吹 奏 楽 男子バスケ	女子テニス 野 球 美 術 陸 上 (男子バスケ)	男子テニス 科 学 弓 道 女子バスケ (バレー)	卓 球 サッカー バレー (女子バスケ)

※ 男女バスケ・バレーは外部活時に実施。

(5) その他

○ 店舗への出入り 登下校途中の店舗への出入り、買い食いはしない(自販機の利用もしない)。

【校外生活】

以下〇は、法的な禁止事項ではないものもありますが、事故やトラブル未然防止のために避けるように勧めています。学校外での活動ですので、保護者とよく相談して保護者の責任のもとに判断・行動してください。学校外では、その場所に応じたルールがあります。例えば一釣りや水遊びの禁止区域、公園での花火やボール等の使用、学校の校庭利用等、その場に応じたルールやマナーを守って行動しましょう。

- 生徒だけで行かない方がよい場所の例 (施設の利用ルールをしっかりと確認しよう)
 - ・旅行、登山、キャンプ、海などの危険がともなう遠出
 - ・映画館、ゲームセンター・カラオケボックス等の遊技場
- 友人宅への外泊。
- 一カ所に大勢が集まること(迷惑行為になることがあります)
- 危険な遊び(自宅以外での花火、路上でのスケートボード、ボール遊び、エアガン等)
- ショッピングモール、コンビニ、繁華街等を目的なくふらつく。